

第9章 計画の推進体制と評価

第1節 計画の推進主体と役割

この計画は、医療全般にわたる計画であることから、関係機関がそれぞれの役割を認識するとともに、適切な施策を講じることにより本計画の推進を図る必要があります。

I 県

県は、市町、医療機関および保険者等の関係機関に本計画を周知するとともに、それぞれの役割に沿って本計画を円滑に推進するため、関係機関との協議・調整および支援等を行います。

関係機関との調整を円滑かつ効果的に行うため、市町および医療機関等と協議し、本計画の推進に当たります。

また、県民が安心して医療を受けられるような医療提供体制の推進については、診療報酬制度の果たす役割も大きく、実情を踏まえて、国に要望していきます。

II 市町

市町は、住民に最も身近な事業実施主体として本計画の内容を十分に把握し、本計画の趣旨に沿った住民サービスの事業を企画し、着実に実施していくことが必要です。

さらに、市町は、住民が安心して質の高い医療が受けられるよう、地域の医療機関と連携し、医師をはじめとする必要な医療スタッフの確保に努めるなど、地域医療提供体制を主体的に維持していくことが求められています。

また、地方公共団体は、公立病院経営強化プランに基づき、地域に必要な医療を安定的に確保するため、自治体病院が果たすべき役割を改めて明確化するとともに、限られた医療資源を有効に活用し、適切な医療を提供することが求められています。

III 医療機関

医療機関は、正確な医療機能の明示、医療情報の発信や医療体制の提供など、本計画記載の医療連携等が円滑に行われるよう協力することが求められます。

IV 医療関係団体

県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会および県看護協会等の医療関係団体は、本計画の内容を十分に把握し、会員への周知に努めるとともに、本計画の趣旨に沿った事業等の実施について、県および市町と協力して、その推進に当たることが求められます。

第2節 計画の進行管理

I 進行管理の方法

県は、市町および関係団体等からの情報収集に努めるとともに、医療機関等への調査を実施します。

また、市町および医療機関等との協議会の意見等も踏まえて、本計画に掲げる事業の進捗状況を把握することにより、進行管理を行います。

II 事業の進捗状況の公表

県は、本計画に掲げる事業の進捗状況を医療審議会に報告するとともに、ホームページにおいて広く県民に公表します。

第3節 計画の評価

本計画に掲げる事業の実施状況については、医療審議会において、5疾病、6事業および在宅医療それぞれに設定した目標等の達成状況により、評価を行います。厚生労働省が策定している医療計画作成指針においては、3年ごとに評価を行うこととされています。

また、5疾病、6事業および在宅医療にかかる専門部会において、計画に記載されている医療機能とそれを担う医療機関等について、また、地域医療構想調整会議において、地域の観点で評価を行います。

その結果、本計画の見直しが必要と評価された場合、また、社会経済情勢の大きな変化に伴い、本計画の抜本的な見直しが必要と判断された場合には、県は次に掲げる項目を中心に本計画の見直しを行います。

なお、5疾病、6事業および在宅医療の医療提供体制については、毎年度、実情に応じた修正を行い、県のホームページにおいて公表します。

①5疾病、6事業、在宅医療等の医療提供体制

目標、医療機能とそれを担う医療機関

②事業の目標を達成するための推進体制および関係者の役割

③目標の達成に要する期間

④目標を達成するための方策